

広島市では、家庭ごみの「ふれあい収集」を実施します。

広島市では、家庭ごみを自ら排出することが困難となっている高齢の方などの自宅を定期的に訪問し、玄関先に出していただいたごみの収集を行うとともに、必要に応じて声かけを行う「ふれあい収集」を実施します。

1 対象となる方（世帯）

広島市内にお住まいの方のうち、要介護1以上の認定を受けられている65歳以上の方のみで構成されており、ごみ出しに関して、他からの協力を得ることができない世帯が対象となります。

※ 申込書に記載されている内容やお困りの状況、生活状況などを踏まえて利用の可否を判断することになりますので、直ちに上記の要件を満たさない世帯であっても、心身の状況を理由にごみ出しが困難となっている場合は、お住まいの地区の環境事業所にご相談ください。（連絡先は裏面に記載しています。）

2 サービスの内容

対象となる方（世帯）のご自宅を、収集員が週1回、定期的に訪問し、大型ごみを除く家庭ごみの収集を行います。

また、希望される方に対しては、ごみが出されていない場合に、必要に応じて声かけを行ったり、あらかじめ届出いただいた緊急連絡先への電話連絡を行ったりします。

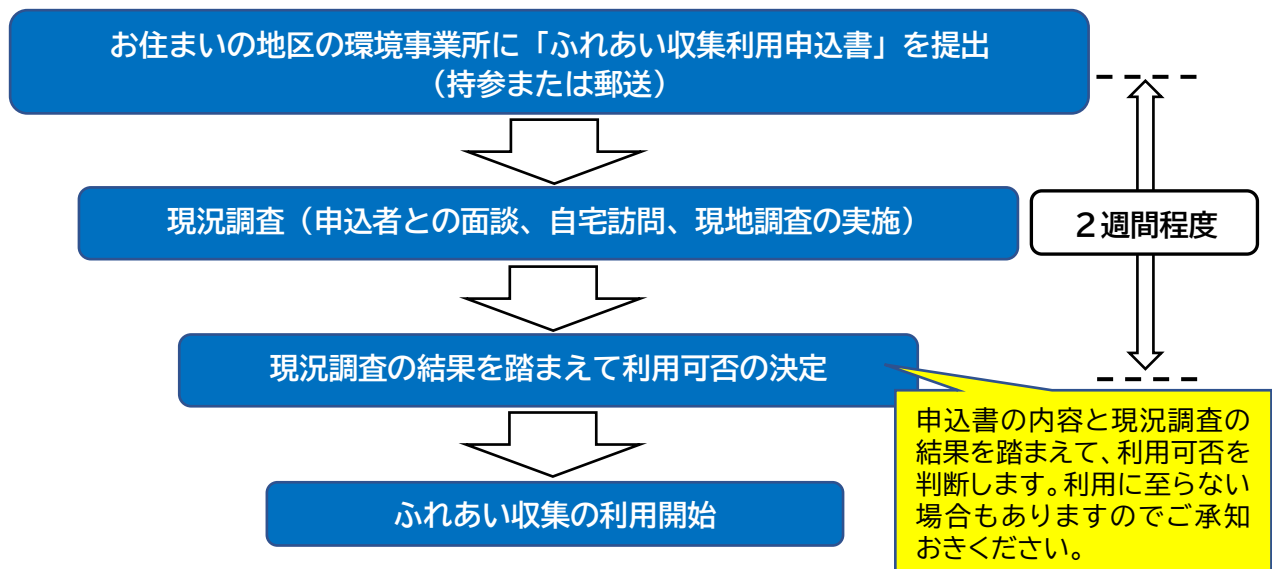
3 申込みの方法

「ふれあい収集利用申込書」に必要事項を記入いただき、お住まいの地区の環境事業所に持参または郵送により、提出してください。なお、ご親族や介護関係者、民生委員などからの代理申込みも可能です。

※ 申込書には、「介護保険被保険者証」の写しを添付してください。

※ 申込書は、広島市内の各環境事業所や各区役所（地域支えあい課、福祉課）でお配りするほか、広島市ホームページからもダウンロードできます。

4 申込みから利用開始までの流れ



5 利用に当たっての注意事項等

- ・ 共同住宅にお住まいの方は管理人または管理組合へ、戸建て住宅にお住まいの方は使用されていたごみステーションの管理者や近隣の方へ、ふれあい収集の申込みをした旨を伝えておいてください。
- ・ ごみは、可能な範囲で適正に分別し、事前に環境事業所と打ち合わせた場所（自宅の玄関前など）に出していただくことになります。
- ・ オートロック付きの集合住宅にお住まいの場合、収集時にはオートロックを解除していただく必要があります。
- ・ 収集日に不在または収集が不要となる場合は、その旨を事前に環境事業所に連絡してください。
- ・ 緊急連絡先や世帯の状況などに変更があった場合は、速やかに環境事業所へ届け出てください。

6 連絡先・申込先

利用に当たっては、お住まいの地区の環境事業所への申込みが必要となります。お問合せ先は以下のとおりです。

お住まいの区	部署名	所在地	電話番号
中区・東区	中環境事業所	〒730-0826 中区南吉島一丁目5番1号	082-241-0779
南区	南環境事業所	〒730-0826 中区南吉島一丁目5番1号 (※南工場の建て替えに伴い、中環境事業所内に移転中)	082-286-9790
西区	西環境事業所	〒733-0833 西区商工センター七丁目7番1号	082-277-6404
安佐南区	安佐南環境事業所	〒731-3163 安佐南区伴北四丁目4013番地1	082-848-3320
安佐北区	安佐北環境事業所	〒731-0224 安佐北区可部町大字中島1471番地の8	082-814-7884
安芸区	安芸環境事業所	〒736-0084 安芸区矢野新町二丁目3番18号	082-884-0322
佐伯区	佐伯環境事業所	〒731-5135 佐伯区海老園一丁目4番48号	082-922-9211